令和６年度土木工事標準積算基準書（公表用）

岩手県県土整備部で適用する土木工事標準積算基準書は、国土交通省の土木工事標準積算基準書に準じ改定し適用しています。

国土交通省の土木工事標準積算基準書については、国土交通省大臣官房技術調査課監修により「令和６年度版　国土交通省土木工事標準積算基準書（以下「国版」という。）」が以下のとおり４分冊で発刊・市販されていることから、岩手県が独自に制定している部分について、国版を補足するものとして公表します。

（１）　令和６年度版　国土交通省土木工事標準積算基準書＜共通編＞
※定価　8,140 円(税込)
（２）　令和６年度版　国土交通省土木工事標準積算基準書＜河川・道路編＞
※定価　9,130 円(税込)
（３）　令和６年度版　国土交通省土木工事標準積算基準書＜機械編＞
※定価　3,740 円(税込)
（４）　令和６年度版　国土交通省土木工事標準積算基準書＜電気通信編＞
※定価　3,850 円(税込)
発行元　一般財団法人　建設物価調査会

国土交通省の建設機械等損料算定表については、「令和６年度版　建設機械等損料表」が以下のとおり発刊・市販されており、バックホウなどの建設機械損料の補正については、下記に掲載しています。

（５）　令和６年度版　建設機械等損料表
※定価　9,680 円(税込)
発行元　一般社団法人　日本建設機械施工協会

［参考］

施工パッケージ型積算方式で使用する標準単価表については下記に掲載しています。

国土交通省国土技術政策総合研究所ＨＰ
http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm

岩手県独自版　目次

(共通編)
第Ⅰ編　総則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第１章　総則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第２章　工事費の積算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第 11 章　施工箇所が点在する工事の積算・・・・・・・・・・・・・・ 7
第 12 章　１日未満で完了する作業の積算・・・・・・・・・・・・・・ 8
第 13 章　設計変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

(電気通信編)
第１章　総則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

(機械編)
第１章　一般共通 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
第 20 章　機械設備点検・設備業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
第 21 章　機械設備設計業務委託 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

(運用編)
「土木工事標準積算基準書（運用編）令和６年度〔令和６年 10 月 1 日以降適用〕」にて掲載しています。

（共通編）

第Ⅰ編　総則

第１章　総則

①　適用範囲等

１　適用範囲

本土木工事標準積算基準書（公表用）（以下、「公表用」という）は、岩手県県土整備部所管の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

工事費の積算にあたっては、公表用によるほか、令和６年度版土木工事標準積算基準書（国土交通省大臣官房技術調査課　監修、一般財団法人　建設物価調査会　発行）（以下、「国土交通省版」という）によるものとし、令和６年10月１日以降入札公告に付する積算から適用する。

ただし、この公表用及び国土交通省版によることが著しく不適当または困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。また、港湾工事や空港工事等については、別途定めによるものとする。

２　設計書の作成

設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。

第２章　工事費の積算

①　直接工事費

１　端数処理

工事価格の金額は，1,000 円未満を切捨てし，1,000 円単位とする。

（※上記端数処理は、直接工事費を対象とするものではありません）

②　間接工事費

１　現場管理費

現場管理費の算定は、国土交通省版によるものとするが、補正の取扱いについては次の通りとする。

(1)　現場管理費の算定

１）現場管理費は別表第２（第１表～第５表）[注1]の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

２）２種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。

３）設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

注１　別表第２（第１表～第５表）は、国土交通省版現場管理費率標準値別表第２（第１表～第５表）のとおり。

(2)　現場管理費率の補正

１）施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正率

施工時期、工事期間等を考慮して、別表第２の工種別現場管理費率標準値を２％の範囲内で適切に加算することができる。ただし重複する場合は、最高２％とする。

イ）積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

ａ．積雪寒冷地域の範囲……岩手県人事委員会規則に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。

ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。

ｂ．積雪寒冷地の施工期間を次の通りとする。

施工時期	適用地域	備　　考
11 月 1 日～3 月 31 日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を 11 月中の降雪が 5 日以上ある事とした。
12 月 1 日～3 月 31 日	上記以外の地域	

ｃ．工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。

ｄ．現場管理費率の補正率は次によるものとする。

補正率（%）＝冬期率×補正係数

冬期率＝12 月 1 日～3 月 31 日（11 月 1 日～3 月 31 日）までの工事期間／工期

ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備または後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
4　級　地	1．20

（注）１．冬期率は小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。

２．補正率は小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。

３．施工地域が２つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

ロ） 緊急工事の場合

緊急工事は 2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは，昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第９条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第 10 条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

2） 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

イ） 表－３の適用条件に該当する場合，別表第２（第１表～第４表）の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表－３ 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市（１）	舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
大都市（２）	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事（１）、（２）、（４）	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事（１）、（２）、（４）を対象とする。	1.2	2
市街地（DID補正）（１）－１	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3
一般交通影響有り（１）－１	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		
一般交通影響有り（２）－１	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	一般交通影響有り（１）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
市街地（DID補正）（１）－２	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4
一般交通影響有り（１）－２	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	5

一般交通影響有り（２）－２	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り（１）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	6
市街地（DID補正）（１）－３	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	7
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	岩手県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	8

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

（注）１．市街地とは，施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。
なお，ＤＩＤ地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人／km2 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

２．適用条件の複数に該当する場合は，適用優先によるが，共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

第 11 章　施工箇所が点在する工事の積算

1. 対　象　工　事

施工箇所が複数あり，施工箇所が 100m程度を超えて点在する工事を対象とする。
なお、通年維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事は除く。
ただし、これによりがたい場合は個別に考慮できる。

第 12 章　１日未満で完了する作業の積算

①1日未満で完了する作業の積算

3. 判　定　方　法

１日未満で完了する作業の判定は，次の方法によるものとする。

（3）判定に使用する作業量の考え方

・判定に使用する作業量は，施工パッケージ毎の作業量とする。ただし，表の摘要欄に，関連する施工パッケージを一連の作業として判定する旨の記載があるものについては，摘要欄の記載によるものとする。
・一つの施工パッケージで異なる条件区分の作業量がある場合には，一連の作業として判定する。
・判定に使用する作業量は，１箇所当りの作業量とする。
・施工箇所の点在範囲が 100m 程度を超えるなど，同一施工箇所として取り扱えないと判断する場合には，別箇所として扱うものとする。
・上記以外は，１工事の全作業量を１箇所当りの作業量とする。
・日々の作業量が受注者の責によらず制約される場合，その他の現場条件等により，上記により難い場合は，別途考慮出来るものとする。

第 13 章　設計変更

１　一　般　事　項

(1) 変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(2) 設計変更時における現場管理費の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

ただし、低入札価格調査対象工事で低入札価格調査等に時間を要し、当初設定した工期（入札公告の工期）が短縮される場合は適用しない。

２　設計変更における材料単価の取り扱いについて

(1) 工事増量の場合は，新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。

ただし，現地の取合い等の都合により増量する場合は，旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。

(2) 工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。

(3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。

(4) 新単価（変更指示時点単価）とした場合は，材料単価，労務単価，機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。

（例）

①積ブロック工の延長 50m を 80m に増量した場合

⇒２－（１）を適用し，旧単価（当初設計時点単価）により積算する。

②Ｕ型側溝 300×300 型を 300×400 型に変更した場合

⇒２－（３）を適用し，旧単価（当初設計時点単価）により積算する。

③場所打函渠工をプレキャスト函渠工に工法変更した場合

⇒歩掛を新たに計上する場合、２－（４）を適用し，労務単価等においても新単価（変更指示時点単価）により積算する。

（電気通信編）

第１章　総則

①　適用範囲等

1　適用範囲

この基準書は、令和６年10月１日以降入札公告に付す、岩手県県土整備部の土木事業における電気通信設備を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

（機械編）

第１章　一般共通

②　適用範囲

この積算基準は、令和６年10月１日以降入札公告に付す、岩手県県土整備部所管の治水事業、道路事業等における水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。

［基準の解説］

11　施工箇所が点在する工事の積算について

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離があるため、共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する積算とする。

(1) 対象工事

施工箇所が複数あり、施工箇所が100m程度を超えて点在する工事を対象とする。なお、通年維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事は除く。ただし、これにより難い場合は個別に考慮できる。

第 20 章　機械設備点検・設備業務

①　一般共通

１　適用範囲

この基準は、令和６年10月１日以降入札公告に付す、岩手県県土整備部所管の治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設，消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。

４　点検・整備費の積算

点検・整備費の算定は、国土交通省版によるものとするが、補正の取扱いについては次の通りとする。

４－１　点検・整備原価

(5)共通仮設費

5）派遣費

（イ）派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。

（ロ）旅費、日当、宿泊費は岩手県「一般職の職員等の旅費に関する条例」の１級の職務にある者の相当額を標準とする。

（ハ）賃金は、「3－1（3）直接労務費」によるものとする。

（ニ）点検整備間接費は、（賃金）×（点検整備間接費率）とし、点検整備間接費率は、国土交通省版表－20・5 のとおりとする。

6）宿泊費

宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、岩手県「一般職の職員等の旅費に関する条例」によるものとし、点検整備工は１級相当額を標準とする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。

なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

４－３　技術調査費

技術調査に従事する技術員の旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は次により積上げるものとする。

(1)　旅費、日当、宿泊費は岩手県「一般職の職員等の旅費に関する条例」の３級の職務にある者の相当額によるものとする。

(2) 技術員の賃金は、点検整備工の賃金に準ずるものとする。

(3) 間接費は、国土交通省版「4－1（7）点検整備間接費」に準ずるものとする。

(4) 一般管理費等は、国土交通省版「4－2 一般管理費等」に準ずるものとする。

第 21 章　機械設備設計業務委託

①　一般共通

１　適用範囲

この積算基準は、令和６年10月１日以降入札公告に付す、岩手県県土整備部所管の治水事業、道路事業等における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。